

提案事業 審査基準

1 事業名

川俣町公有財産利活用事業

2 一次審査の審査方法及び基準

- (1) 参加申込時の提出書類をもとに、別添「川俣町公有財産利活用事業 提案事業審査表（一次審査）」により評価を行う。
- (2) 評価項目は「事業者の評価①」及び「施設の利活用に対する考え方②」の2点で行う。
- (3) 「事業者の評価①」は、本提案事業が実現可能な事業所であるかについて（配点20点）評価する。
- (4) 「施設の利活用に対する考え方②」は、事業者が考える施設活用の在り方、提案事業内容、地域活性化の方向性、貸付条件、事業の実現性に基づいた独創性と具体性（配点30点）について評価する。
- (5) 審査委員一人あたり、1事業者50点の持ち点で計算する。
- (6) 評点が6割に達した事業所を一次審査通過者とする。ただし、一次審査の結果、各項目の評点が一つでも6割に達していない審査員がいる場合は、一次審査合格者として選抜しない。
- (7) 審査委員は6名とする。

3 二次審査の評価方法及び基準

- (1) プレゼンテーション（提案書等）をもとに、別添「川俣町公有財産利活用事業 提案事業評価表（二次審査）」により評価を行う。
- (2) 評価項目「①施設活用事業に係る提案内容」の評価基準は、実施方針、施設の活用方法の2点（配点30点）で行う。
- (3) 評価項目「②施設の利活用に関する考え方」の評価基準は、事業者が考える施設活用の在り方、提案事業内容、地域活性化の方向性、貸付条件、事業の実現性に基づいた独創性と具体性について5つの視点（配点60点）で行う。
- (4) 評価項目「③長期的な施設活用が可能な計画」の評価基準は、施設の長期的な活用が見込める計画であるかについて評価（配点10点）する。
- (5) 審査委員一人あたり、1事業者100点の持ち点で計算する。
- (6) 評点が6割に達した事業所を二次審査通過者とする。ただし、二次審査の結果、各項目の評点が一つでも6割に達していない審査員がいる場合は、優先交渉権者として選定しない。
- (7) 審査委員は6名とする。

4 その他

プレゼンテーションに使用する機器関係（プロジェクター）は次のとおりである。

なお、プレゼンテーションに必要となるその他の機器（P C 端末や指示棒、レーザーポインタ等）については、事業提案者で準備すること。

メーカー・型番	BenQ MW855UST+	
入力端子	HDMI 端子	ケーブル有
	VGA 端子	ケーブル有